

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年（2026年）4月1日現在）

行政職給料表（一）及び企業職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務（同程度の職務含む）	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	74	9.1	主事補 技師補 保育士 保健師 看護師 計	28 4 37 4 1 74	255	31.4	係員級
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	181	22.3	主事 技師 保育士 栄養士 保健師 看護師 計	71 11 93 1 3 2 181			
3級	1 主任の職務 2 副主任保育士、主任栄養士、主任歯科衛生士、主任保健師、看護師主任、主任理学療法士、主任臨床心理士及び主任言語聴覚士の職務	318	39.2	主任 副主任保育士 主任栄養士 主任保健師 看護師主任 主任心理士 主任歯科衛生士 計	203 95 2 6 10 1 1 318	318	39.2	主任級
4級	1 統括主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする主任の職務 3 主任保育士、指導栄養士、指導歯科衛生士、指導保健師、指導理学療法士、指導臨床心理士及び指導言語聴覚士の職務 4 特に高度の知識又は経験を必要とする副主任保育士の職務	124	15.3	統括主任 主任 主任保育士 副主任保育士 指導栄養士 指導保健師 指導理学療法士 計	74 10 28 5 1 4 2 124	124	15.3	係長級
5級	1 主幹の職務 2 園長、指導保育士、主任指導栄養士、主任指導歯科衛生士、主任指導保健師、主任指導理学療法士、主任指導臨床心理士、主任指導言語聴覚士及び指導主事の職務	45	5.6	主幹 園長 主任指導保健師 計	29 14 2 45	45	5.6	課長補佐級
6級	1 課長の職務 2 統括主幹の職務 3 所長、館長、主任指導主事、会計管理者、事務局長及び事務局次長の職務 4 特に高度の知識又は経験を必要とする園長、指導保育士及び指導主事の職務	56	6.9	課長 統括主幹 園長 指導保育士 館長 指導主事 事務局長 会計管理者 計	41 4 4 1 1 3 1 1 56	57	7.0	課長級
7級	1 特に高度の知識又は経験を必要とする課長の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする統括主幹の職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする所長、館長、事務局長及び事務局次長の職務	1	0.1	事務局長 計	1 1			
8級	1 部長の職務 2 次長の職務 3 監の職務 4 会計管理者及び芸術総監督の職務 5 極めて高度の知識又は経験を必要とする所長、館長及び事務局長の職務	12	1.5	部長 監 館長 事務局長 計	7 3 1 1 12	12	1.5	部・次長級
	合計	811	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年（2026年）4月1日現在）

消防職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防士の職務	15	12.0	消防士	15	31	24.8	係員級
				計	15			
2級	消防副士長の職務	16	12.8	消防副士長	16	40	32.0	主任級
				計	16			
3級	消防士長の職務	40	32.0	消防士長	40	33	26.4	係長級
				計	40			
4級	消防司令補の職務	33	26.4	統括主任	17	12	9.6	課長補佐級
				主任	16			
5級	消防司令の職務	12	9.6	主幹	12	8	6.4	課長級
				計	12			
6級	消防司令長の職務	8	6.4	消防署長	1	0	0.0	次長級
				課長	3			
7級	特に高度の知識又は経験を必要とする消防司令長の職務	0	0.0	出張所長	2	1	0.8	部長級
				統括主幹	2			
8級	消防監の職務	1	0.8	計	8	1	0.8	部長級
				計	1			
合計		125	100.0					

行政職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	自動車運転手、衛生員、工手、調理員及び用務員の職務	1	10.0	工手	1	1	10.0	係員級
				計	1			
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 2 困難な業務を行う衛生員、工手、調理員及び用務員の職務	0	0.0			9	90.0	主任級
				計	0			
3級	1 主任自動車運転手、主任衛生員、主任工手、主任調理員及び主任用務員の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 3 特に困難な業務を行う衛生員、工手、調理員及び用務員の職務	9	90.0	調理員	6	0	0.0	
				用務員	3			
4級	相当の技能又は経験を必要とする主任自動車運転手、主任衛生員及び主任工手の職務	0	0.0	計	9	0	0.0	
				計	0			
合計		10	100.0					

*いずれも人数には暫定再任用職員（フルタイムに限る。）及び任期付職員（フルタイムに限る。）を含む